

第三十九号

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部改正について

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例

(徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

第一条 徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成十八年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第二条 徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

第三条 徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(平成二十四年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「第二十二條第二項」の下に「又は第五十一條の七第二項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項」に、「支給要否決定」を「支給の要否の決定」に改め、同条第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「第二十六條第一項」の下に「又は第五十一條の十一」を加える。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条第七号及び第八号の改正規定(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。) 公布の日

二 第五条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。) 平成二十六年四月一日

提案理由

障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。